平成 29（2017）年度公認スポーツ指導者講師競技別全国研修会

委託契約書

公益財団法人　日本体育協会（以下「甲」という。）と《競技団体》(以下「乙」という。）は、平成 29（2017）年度公認スポーツ指導者講師競技別全国研修会（以下「研修会」という。）を実施するにあたり、次のとおり委託契約を締結する。

記

（研修会）
第１条　　甲が乙に委託する研修会は次のとおりとする。
・公認スポーツ指導者講師競技別全国研修会（《競技》競技）

２．研修会の内容は、乙から甲に提出された申請書類のとおりとする。

（委託期間）
第２条　　研修会の実施期間は、2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 9 日までとする。

（研修会の実施および経理処理）
第３条　　研修会の実施および経理処理については、別に定める「委託経理処理等に関する基準要項（以下「基準要項」という。)」に基づくものとする。

２．乙は基準要項に基づき、実施計画書等を添付した申請書類を甲に提出しなければならない。

（委託金額）
第４条　　甲が乙に委託する研修会の委託金額は、《委託金（申請）》円とし、研修会総額は、委託金額に乙の負担金を加えたものとする。

（委託金の交付）
第５条　　甲は乙より提出を受けた申請書類を精査の後、乙に対し前条委託金の 80%相当額を概算払い（千円未満切捨て）するものとする。

（研修会の内容変更）
第６条　　乙は提出した申請書類の内容に著しく変更を生じることが予想される場合は、事前に甲に対し速やかにその旨連絡し併せて甲の指示に従うものとする。なお、委託金額に変更が生じた場合は、覚書にて処理する。

（研修会の実施）
第７条　　乙は研修会の目的に従い、善良な管理者の注意をもって研修会を行わなければならず、仮にも委託金を他の使途へ用いてはならない。

（研修会実施報告）
第８条　　乙は研修会終了後 2 か月以内、または 2018 年 3 月 16 日のいずれか早い時期までに証憑書類を添えた報告書類を甲に提出するものとする。

２．甲は乙が前項に規定する期日までに報告書類を提出しない場合、当該研修会を委託対象外とし、かつ当該研修会についてすでに概算払額があるときは、これを返納させることができる。

（委託金の確定）
第９条　　甲は前条により乙から提出された報告書類を精査の上、委託金を確定し、乙に対し委託金確定の旨を通知するとともに、速やかに委託金残額を支払うものとする。

２．乙は実施した研修会の委託金対象経費総額が第５条概算払い相当額に満たない場合は、その差額を甲に返納するものとする。

（監査）
第１０条　甲は必要に応じ、乙から研修会の実施状況および委託金の経理処理状況を聴取し、また事務の取扱いについて監査することができるものとする。

（収支簿等の保存）
第１１条　乙は研修会にかかわる収支簿等関係書類について、研修会終了の翌年度から 5 年間保存するものとする。

（実地調査）
第１２条　甲は研修会の実施に際し、実施期間内またはその終了後に、甲による実地調査を実施することができる。

２．前項による調査実施の期日は、予め甲より書面をもって乙に通知するものとする。

３．甲の実地調査を受けた場合、乙はその指示に従わなければならない。

（契約の解除）
第１３条　甲は乙が前各条に規定する研修会の遂行に違反したときは、本契約の全部または一部を取り消すことができる。

２．　前項により本契約の全部または一部を取り消した場合、甲は当該取消にかかわる委託金について、乙にその返還を求めることができる。

（協議事項）
第１４条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約締結の証とするため、契約書弐通を作成し、双方記名捺印の上、甲乙各壱通を保有するものとする。

年　月　　日

甲　　東京都渋谷区神南１－１－１
公益財団法人　日本体育協会
会　長　　張　富 士 夫

乙　《住所》
《　競　　技　　団　　体　　》
《役職》《会長名》